二　公認会計士法の一部改正関係
1　虚偽証明等の非違行為をした公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化
電磁的記録による審判手続開始決定、映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続、電子情報処理組織を使用する方法による申立て等、電磁的記録の送達、電磁的事件記録の閲覧等に係る規定の整備等を行うこととした。（第三四条の四一、第三四条の四二の二、第三四条の四五、第三四条の四七～第三四条の五〇、第三四条の五三～第三四条の五八関係）
2　有限責任監査法人登録簿及び上場会社等監査人名簿に係る規定の整備
有限責任監査法人登録簿及び上場会社等監査人名簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第三四条の二六、第三四条の三四の五関係）
3　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
三　投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正関係
投資法人登録簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第一八九条関係）
四　資産の流動化に関する法律の一部改正関係
特定目的会社名簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第八条関係）
五　施行期日
この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

**◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三三五号）（防衛省）
防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二六号）附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定を除く。）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

**◇戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三三六号）（法務省）
戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第一七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とすることとした。

**◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三三七号）（経済産業省）
不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五一号）の施行期日は令和六年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とすることとした。

**◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三三八号）（経済産業省）
一　商標法施行令の一部改正関係
1　政令で定める要件
商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の㈠及び㈡のいずれにも該当することとした。（第一条関係）
㈠　商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。
㈡　商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。
2　政令で定める電磁的方法
商標法第六八条の二第五項の政令で定める電磁的方法は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法とすることとした。（第七条関係）
二　特許法等関係手数料令の一部改正関係
1　出願審査の請求の手数料の減免の件数の制限を受けない者及び件数の限度
㈠　特許法第一九五条の二ただし書の政令で定める者は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者とし、同法第一九五条の二の二ただし書の政令で定める者は、特許法施行令第一〇条第三号から第六号までのいずれかに該当する者とすることとした。（第一条の五関係）
㈡　特許法第一九五条の二ただし書の政令で定める件数は、各年度（毎年四月一日から翌年三月三一日までをいう。以下同じ。）において、基準件数（同法第一〇九条の二第二項に規定する中小企業者以外の会社の平均的な出願審査の請求の件数を勘案して経済産業省令で定める件数をいう。以下同じ。）から、当該年度において同法第一九五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けた特許出願の件数を減じた件数とし、同法第一九五条の二の二ただし書の政令で定める件数は、各年度において、基準件数から、当該年度において同法第一九五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けた特許出願の件数を減じた件数とすることとした。（第一条の六関係）
2　電磁的方法による商標に係る国際登録出願の手数料
商標法第六八条の二第五項の政令で定める額は、一件につき九、〇〇〇円とすることとした。（第三条の二関係）
三　その他
その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。
四　附則関係
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五一号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。ただし、一の2の規定及び二の2の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行することとした。

**◇全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三三九号）（厚生労働省）
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とすることとした。

**◇全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三四〇号）（厚生労働省）
1　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令その他の関係政令について規定の整備を行うこととした。（本則及び附則第二項関係）
2　この政令は、令和六年三月一日から施行することとした。